



現行条文 (令和2年版)					新条文 (令和3年版)					改定理由		
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下			
1	1	1	27	6	(5)	1	1	1	27	6	(5)	
1	1	1	27	7	(6)	1	1	1	27	7	(6)	
1	1	1	27	8	1.	1	1	1	27	8	1.	
1	1	1	27	10	1.	1	1	1	27	10	1.	
1	1	1	27	11	1.	1	1	1	27	11	1.	
1	1	1	27	12	1.	1	1	1	27	12	1.	
1	1	1	27	13	1.	1	1	1	27	13	1.	
1	1	1	27	14	1.	1	1	1	27	14	1.	
1	1	1	27	15	1.	1	1	1	27	15	1.	
1	1	1	27	16	1.	1	1	1	27	16	1.	
1	1	1	27	17	1.	1	1	1	27	17	1.	
1	1	1	27	18	1.	1	1	1	27	18	1.	
1	1	1	31	0	1-1-1-31	1	1	1	31	0	1-1-1-31	
1	1	1	31	6	6.	1	1	1	31	6	6.	諸基準の改定ともなう
1	1	1	31	6	2.	1	1	1	31	6	2.	諸基準の改定ともなう
1	1	1	33	0	1-1-1-33	1	1	1	33	0	1-1-1-33	
1	1	1	33	2	1.	1	1	1	33	2	1.	3-1-1-11から編入
1	1	1	33	3	1.	1	1	1	33	3	1.	
1	1	1	33	4	1.	1	1	1	33	4	1.	
1	1	1	33	5	1.	1	1	1	33	5	1.	諸法令の改正ともなう
1	1	1	33	6	1.	1	1	1	33	6	1.	
1	1	1	33	7	1.	1	1	1	33	7	1.	3-1-1-11から編入
1	1	1	33	8	1.	1	1	1	33	8	1.	
1	1	1	33	9	1.	1	1	1	33	9	1.	
1	1	1	33	10	1.	1	1	1	33	10	1.	
1	1	1	33	11	1.	1	1	1	33	11	1.	
1	1	1	33	12	1.	1	1	1	33	12	1.	諸法令の改正ともなう
1	1	1	35	0	1-1-1-35	1	1	1	35	0	1-1-1-35	
1	1	1	35	1	1.	1	1	1	35	1	1.	
1	1	1	35	1	2.	1	1	1	35	1	2.	
1	1	1	35	1	3.	1	1	1	35	1	3.	
1	1	1	35	1	4.	1	1	1	35	1	4.	
1	1	1	35	1	5.	1	1	1	35	1	5.	
1	1	1	35	1	6.	1	1	1	35	1	6.	諸法令の改正ともなう
1	1	1	35	1	7.	1	1	1	35	1	7.	
1	1	1	35	1	8.	1	1	1	35	1	8.	
1	1	1	35	1	9.	1	1	1	35	1	9.	
1	1	1	35	1	10.	1	1	1	35	1	10.	諸法令の改正ともなう
1	1	1	35	1	11.	1	1	1	35	1	11.	諸法令の改正ともなう
1	1	1	35	1	12.	1	1	1	35	1	12.	諸法令の改正ともなう
1	1	1	35	1	13.	1	1	1	35	1	13.	諸法令の改正ともなう
1	1	1	35	1	14.	1	1	1	35	1	14.	諸法令の改正ともなう
1	1	1	35	1	15.	1	1	1	35	1	15.	諸法令の改正ともなう



現行条文 (令和2年版)					新条文 (令和3年版)					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		
1	2	3	0	0	1	2	3	0	0	1	
1	2	3	4	0	1	2	3	4	0	1	
1	2	3	4	3	1	2	3	4	3	1	
1	3	0	0	0	1	3	0	0	0	1	
1	3	2	0	0	1	3	2	0	0	1	
1	3	2	0	1	1	3	2	0	1	1	
1	3	2	0	1	2	3	2	0	1	2	
1	3	2	0	1	3	3	2	0	1	3	
1	3	2	0	1	4	3	2	0	1	4	
1	3	2	0	1	5	3	2	0	1	5	
1	3	2	0	1	6	3	2	0	1	6	
1	3	2	0	1	7	3	2	0	1	7	
1	3	2	0	1	8	3	2	0	1	8	
1	3	2	0	1	9	3	2	0	1	9	
1	3	3	0	0	1	3	3	0	0	1	
1	3	3	0	1	1	3	3	0	1	1	
1	3	3	0	1	1	3	3	0	1	1	
1	3	5	0	0	1	3	5	0	0	1	
1	3	5	0	1	1	3	5	0	1	1	
1	3	5	0	1	2	3	5	0	1	2	
1	3	5	0	1	3	3	5	0	1	3	
1	3	5	0	1	4	3	5	0	1	4	
1	3	5	0	1	5	3	5	0	1	5	
1	3	5	0	1	6	3	5	0	1	6	
1	3	5	0	1	7	3	5	0	1	7	
1	3	5	0	1	8	3	5	0	1	8	
1	3	5	0	1	9	3	5	0	1	9	
1	3	5	0	1	10	3	5	0	1	10	
1	3	5	0	1	11	3	5	0	1	11	
1	3	5	0	1	12	3	5	0	1	12	
1	3	5	0	1	13	3	5	0	1	13	
1	3	5	0	1	14	3	5	0	1	14	
1	3	5	0	1	15	3	5	0	1	15	
1	3	5	0	1	16	3	5	0	1	16	
1	3	5	0	1	17	3	5	0	1	17	
1	3	5	0	1	18	3	5	0	1	18	
1	3	5	0	1	19	3	5	0	1	19	
1	3	5	0	1	20	3	5	0	1	20	
1	3	5	0	1	21	3	5	0	1	21	
1	3	5	0	1	22	3	5	0	1	22	
1	3	5	0	1	23	3	5	0	1	23	
1	3	5	0	1	24	3	5	0	1	24	
1	3	5	0	1	25	3	5	0	1	25	
1	3	5	0	1	26	3	5	0	1	26	
1	3	5	0	1	27	3	5	0	1	27	
1	3	5	0	1	28	3	5	0	1	28	
1	3	5	0	1	29	3	5	0	1	29	
1	3	5	0	1	30	3	5	0	1	30	
1	3	5	0	1	31	3	5	0	1	31	
1	3	5	0	1	32	3	5	0	1	32	
1	3	5	0	1	33	3	5	0	1	33	
1	3	5	0	1	34	3	5	0	1	34	
1	3	5	0	1	35	3	5	0	1	35	
1	3	5	0	1	36	3	5	0	1	36	
1	3	5	0	1	37	3	5	0	1	37	
1	3	5	0	1	38	3	5	0	1	38	
1	3	5	0	1	39	3	5	0	1	39	
1	3	5	0	1	40	3	5	0	1	40	
1	3	5	0	1	41	3	5	0	1	41	
1	3	5	0	1	42	3	5	0	1	42	
1	3	5	0	1	43	3	5	0	1	43	
1	3	5	0	1	44	3	5	0	1	44	
1	3	5	0	1	45	3	5	0	1	45	
1	3	5	0	1	46	3	5	0	1	46	
1	3	5	0	1	47	3	5	0	1	47	
1	3	5	0	1	48	3	5	0	1	48	
1	3	5	0	1	49	3	5	0	1	49	
1	3	5	0	1	50	3	5	0	1	50	
1	3	5	0	1	51	3	5	0	1	51	
1	3	5	0	1	52	3	5	0	1	52	
1	3	5	0	1	53	3	5	0	1	53	
1	3	5	0	1	54	3	5	0	1	54	
1	3	5	0	1	55	3	5	0	1	55	
1	3	5	0	1	56	3	5	0	1	56	
1	3	5	0	1	57	3	5	0	1	57	
1	3	5	0	1	58	3	5	0	1	58	
1	3	5	0	1	59	3	5	0	1	59	
1	3	5	0	1	60	3	5	0	1	60	
1	3	5	0	1	61	3	5	0	1	61	
1	3	5	0	1	62	3	5	0	1	62	
1	3	5	0	1	63	3	5	0	1	63	
1	3	5	0	1	64	3	5	0	1	64	
1	3	5	0	1	65	3	5	0	1	65	
1	3	5	0	1	66	3	5	0	1	66	
1	3	5	0	1	67	3	5	0	1	67	
1	3	5	0	1	68	3	5	0	1	68	
1	3	5	0	1	69	3	5	0	1	69	
1	3	5	0	1	70	3	5	0	1	70	
1	3	5	0	1	71	3	5	0	1	71	
1	3	5	0	1	72	3	5	0	1	72	
1	3	5	0	1	73	3	5	0	1	73	
1	3	5	0	1	74	3	5	0	1	74	
1	3	5	0	1	75	3	5	0	1	75	
1	3	5	0	1	76	3	5	0	1	76	
1	3	5	0	1	77	3	5	0	1	77	
1	3	5	0	1	78	3	5	0	1	78	
1	3	5	0	1	79	3	5	0	1	79	
1	3	5	0	1	80	3	5	0	1	80	
1	3	5	0	1	81	3	5	0	1	81	
1	3	5	0	1	82	3	5	0	1	82	
1	3	5	0	1	83	3	5	0	1	83	
1	3	5	0	1	84	3	5	0	1	84	
1	3	5	0	1	85	3	5	0	1	85	
1	3	5	0	1	86	3	5	0	1	86	
1	3	5	0	1	87	3	5	0	1	87	
1	3	5	0	1	88	3	5	0	1	88	
1	3	5	0	1	89	3	5	0	1	89	
1	3	5	0	1	90	3	5	0	1	90	
1	3	5	0	1	91	3	5	0	1	91	
1	3	5	0	1	92	3	5	0	1	92	
1	3	5	0	1	93	3	5	0	1	93	
1	3	5	0	1	94	3	5	0	1	94	
1	3	5	0	1	95	3	5	0	1	95	
1	3	5	0	1	96	3	5	0	1	96	
1	3	5	0	1	97	3	5	0	1	97	
1	3	5	0	1	98	3	5	0	1	98	
1	3	5	0	1	99	3	5	0	1	99	
1	3	5	0	1	100	3	5	0	1	100	

現行条文 (令和2年版)					新条文 (令和3年版)					改定理由	
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下		
1	3	13	3	4	1	4. 練混ぜ					
1	3	13	3	4	2						
1	3	13	3	4	3						
1	3	13	3	4	10						
1	3	13	3	5	1	6. ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理					
1	3	13	3	5	2						
1	3	14	0	0	1	第14節					
1	3	14	2	0	1	1-3-14-2					
1	3	14	2	1	1	1. 施工機械					
1	3	14	2	1	2						
1	3	14	3	0	1	1-3-14-3					
1	3	14	3	0	2	2. 練混ぜ					
1	3	14	3	5	2						
1	3	14	3	5	4	(3)					
2	0	0	0	0	1	第2編					
2	0	0	0	0	1	第2章					
2	0	0	0	0	1	第8節					
2	0	0	0	0	1	2-2-8-3					
2	0	0	0	0	2						
2	0	0	0	0	1	第3編					
3	1	0	0	0	1	第1章					
3	1	0	0	0	1	第1節					
3	1	1	1	1	1	1-1-1					
3	1	1	1	1	1	1-1-1-1					
3	1	1	1	2	1	2. 段階確認					
3	1	1	1	3	1	3. 中間検査					
3	1	1	2	0	1	1-2-1					
3	1	1	3	0	1	3-1-1-3					
3	1	1	3	0	1	3-1-1-4					
3	1	1	4	0	1	1. 適用規定					
3	1	1	4	1	2	2. 貸与機械の使用					
3	1	1	5	0	1	3-1-1-5					
3	1	1	6	0	1	3-1-1-6					
3	1	1	7	0	1	3-1-1-7					
3	1	1	8	0	1	3-1-1-8					
3	1	1	8	2	1	2. 電子納品					
3	1	1	9	0	1	3-1-1-9					
3	1	1	10	0	1	3-1-1-10					
3	1	1	10	1	1	1. 適用規定					
3	1	1	10	2	1	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱					
3	1	1	10	3	1	3. 使用する建設機械					
3	1	1	10	4	1	4. 架空線等事故防止					
3	1	1	11	0	1	3-1-1-11					
3	1	1	11	1	1	1. 適用規定					
3	1	1	11	2	1	2. 工事用道路の維持管理					
3	1	1	11	3	1	3. 施工計画書					
3	1	1	12	0	1	3-1-1-12					
3	1	1	12	1	1	1. 適用規定					
3	1	1	13	0	1	3-1-1-13					
3	1	1	14	0	1	3-1-1-14					
3	1	2	0	0	1	第2章					
3	1	2	0	0	1	第2節					
3	2	0	0	2							
3	2	0	0	3							
3	2	0	0	4							
3	2	0	0	5							
3	2	0	0	6							
3	2	0	0	7							
3	2	0	0	8							
3	2	0	0	9							
3	2	0	0	10							
3	2	0	0	11							
3	2	0	0	12							
3	2	0	0	13							
3	2	0	0	14							
3	2	0	0	15							
3	2	0	0	16							
3	2	0	0	17							
3	2	0	0	18							
3	2	0	0	19							
3	2	0	0	20							
3	2	0	0	21							
3	2	0	0	22							
3	2	0	0	23							
3	2	0	0	24							
3	2	0	0	25							
3	2	0	0	26							
3	2	0	0	27							
3	2	0	0	28							
3	2	0	0	29							

現行条文 (令和2年版)					新条文 (令和3年版)					改定理由		
編	章	節	項	目	編	章	節	項	目			
3	2	2	0	30	日本道路協会舗装施工便覧(平成18年2月)	3	2	2	0	30	日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)	
3	2	2	0	31	日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)	3	2	2	0	31	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)	
3	2	2	0	32	建設省土木工学部における可能性が窺われることについて(昭和53年7月)	3	2	2	0	32	建設省土木工学部における可能性が窺われることについて(昭和53年7月)	
3	2	2	0	33	建設省労働安全衛生協会等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及びび粉じん等の測定)(平成24年3月)	3	2	2	0	33	建設省労働安全衛生協会等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及びび粉じん等の測定)(平成24年3月)	
3	2	2	0	34	建設省 道路付属物の基礎について(昭和50年7月)	3	2	2	0	34	建設省 道路付属物の基礎について(昭和50年7月)	
3	2	2	0	35	国土交通省道路建設設置基準(令和2年10月)	3	2	2	0	35	国土交通省 道路建設設置基準(令和2年10月)	諸基準類の改定ともなう
3	2	2	0	36	日本道路協会 現場施工技術基準・図解集(昭和59年10月)	3	2	2	0	36	日本道路協会 現場施工技術基準・図解集(昭和59年10月)	
3	2	2	0	37	建設省土木構造物設計マニュアル(案)「土木構造物・橋梁編」(平成11年11月)	3	2	2	0	37	建設省 土木構造物設計マニュアル(案)「土木構造物・橋梁編」(平成11年11月)	
3	2	2	0	38	建設省土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	3	2	2	0	38	建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	
3	2	2	0	39	「ボッタカスカルパード」規格編(平成11年11月)	3	2	2	0	39	「ボッタカスカルパード」規格編(平成11年11月)	
3	2	2	0	40	国土交通省建設部道路工事処理標準編(平成14年5月)	3	2	2	0	40	国土交通省 建設部道路工事処理標準編(平成14年5月)	
3	2	2	0	41	厚生労働省「新しい建設工事における安全対策に関するガイドライン」(平成29年6月)	3	2	2	0	41	厚生労働省「新しい建設工事における安全対策に関するガイドライン」(令和2年7月)	諸基準類の改定ともなう
3	2	2	0	42	国土交通省土木構造物設計マニュアル(案)「橋門編」(平成13年12月)	3	2	2	0	42	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)「橋門編」(平成13年12月)	
3	2	2	0	43	国土交通省土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)「橋門編」(平成13年12月)	3	2	2	0	43	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)「橋門編」(平成13年12月)	
3	2	2	0	44	国土交通省道路土工構造物技術基準(平成27年3月)	3	2	2	0	44	国土交通省 道路土工構造物技術基準(平成27年3月)	
3	2	2	0	45	労働安全衛生部等防犯のためのガイドライン(平成24年10月)	3	2	2	0	45	労働安全衛生部等防犯のためのガイドライン(平成24年10月)	
3	2	2	0	46	厚生労働省「手すり先行工法等に関するガイドライン」(平成21年4月)	3	2	2	0	46	厚生労働省「手すり先行工法等に関するガイドライン」(平成21年4月)	
3	2	2	0	47	土木学会コンクリート標準示方書(規準編)(平成30年10月)	3	2	2	0	47	土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)(平成30年10月)	
3	2	3	0	1	第3節 共通の工種	3	2	3	0	1	第3節 共通の工種	
3	2	3	4	14	14. 落降による打込み	3	2	3	4	14	14. 落降による打込み	諸基準類の改定ともなう
3	2	3	6	0	3-2-3-6	3	2	3	6	0	3-2-3-6	
3	2	3	6	1	1. 一般事項	3	2	3	6	1	1. 一般事項	諸基準類の改定ともなう
3	2	3	6	2	2. 反射標識の取扱い	3	2	3	6	2	2. 反射標識の取扱い	諸基準類の改定ともなう
3	2	3	6	12	12. 閉止の実施	3	2	3	6	12	12. 閉止の実施	諸基準類の改定ともなう
3	2	3	6	15	15. 溶融鉛めっきの基準	3	2	3	6	15	15. 溶融鉛めっきの基準	
3	2	3	6	18	18. ジンクリッチ系塗装用塗料	3	2	3	6	18	18. ジンクリッチ系塗装用塗料	
3	2	3	12	0	3-2-3-12	3	2	3	12	0	3-2-3-12	
3	2	3	12	1	1. 適用規定	3	2	3	12	1	1. 適用規定	
3	2	3	12	2	(1) PC鋼材に付いた油、土、ごみなどのコンクリートの付着を著すおそれのあるものを除去し製作されたもの。	3	2	3	12	2	(1) PC鋼材に付いた油、土、ごみなどのコンクリートの付着を著すおそれのあるものを除去し製作されたもの。	
3	2	3	12	3	(2) プレストレッチング時のコンクリート圧縮強度が30N/mm <sup>2</sup> 以上であることを確認し、製作されたもの。	3	2	3	12	3	(2) プレストレッチング時のコンクリート圧縮強度が30N/mm <sup>2</sup> 以上であることを確認し、製作されたもの。	
3	2	3	31	0	3-2-3-31	3	2	3	31	0	3-2-3-31	
3	2	3	31	8	8. 付着塩分の水洗	3	2	3	31	8	8. 付着塩分の水洗	
3	2	4	0	0	第4節 基礎工	3	2	4	0	0	第4節 基礎工	
3	2	4	0	1	3-2-4-1	3	2	4	0	1	3-2-4-1	
3	2	4	4	21	21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手	3	2	4	4	21	21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手	
3	2	4	4	21	(1)	3	2	4	4	21	(1)	
3	2	4	4	21	(2)	3	2	4	4	21	(2)	道路橋示方書・解説目録II鋼橋、鋼材編P534による
3	2	4	5	0	3-2-4-5	3	2	4	5	0	3-2-4-5	
3	2	4	5	9	9. 鉄筋ごごの建込み	3	2	4	5	9	9. 鉄筋ごごの建込み	コンクリート標準示方書と用語を統一。(スベーク)
3	2	4	9	0	3-2-4-9	3	2	4	9	0	3-2-4-9	
3	2	4	9	11	11. 鋼管矢板の溶接	3	2	4	9	11	11. 鋼管矢板の溶接	
3	2	4	9	11	(1)	3	2	4	9	11	(1)	
3	2	4	9	11	(2)	3	2	4	9	11	(2)	道路橋示方書・解説目録II鋼橋、鋼材編P534による
3	2	6	0	0	第6節 一般舗装工	3	2	6	0	0	第6節 一般舗装工	
3	2	6	3	0	3-2-6-3	3	2	6	3	0	3-2-6-3	
3	2	6	3	20	20. 適用規定(加熱アスファルト)	3	2	6	3	20	20. 適用規定(加熱アスファルト)	
3	2	6	3	20	(1)	3	2	6	3	20	(1)	
3	2	6	3	21	21. マーシャル安定度試験	3	2	6	3	21	21. マーシャル安定度試験	
3	2	6	7	0	3-2-6-7	3	2	6	7	0	3-2-6-7	
3	2	6	7	1	1. 下層路盤の規定	3	2	6	7	1	1. 下層路盤の規定	
3	2	6	7	1	(1)	3	2	6	7	1	(1)	
3	2	6	7	3	3. セメント及び石灰安定処理の規定	3	2	6	7	3	3. セメント及び石灰安定処理の規定	
3	2	6	7	3	(8)	3	2	6	7	3	(8)	
3	2	6	7	3	(12)	3	2	6	7	3	(12)	
3	2	6	7	3	(15)	3	2	6	7	3	(15)	
3	2	6	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	3	2	6	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	7	4	(5)	3	2	6	7	4	(5)	アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。(H22.17747)舗装工事共通仕様書P118、P119)

現行条文 (令和2年版)					新条文 (令和3年版)					改定理由		
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下			
3	2	6	7	4	15	3	2	6	7	4	15	
				(12)					(12)			
				受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷いたときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷厚が異なる場合は、設計図書に監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。					受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷いたときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下となければならない。ただし、混合物の種類によって敷厚が異なる場合は、設計図書に監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。			
3	2	6	11	0	1	3	2	6	11	0	1	
				3-2-6-11					3-2-6-11			
				グーラスファルト舗装工					グーラスファルト舗装工			
3	2	6	11	6	1	3	2	6	11	6	1	
				6.接着剤の塗布					6.接着剤の塗布			
				接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。					接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。			
3	2	6	11	6	7	3	2	6	11	6	7	
				(3)					(3)			
				受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.40/m <sup>2</sup> の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.20/m <sup>2</sup> の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上と同じ要領によって2層目を塗布するものとする。					受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.40/m <sup>2</sup> の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.20/m <sup>2</sup> の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上と同じ要領によって2層目を塗布するものとする。			
3	2	6	11	6	8	3	2	6	11	6	8	
				(4)					(4)			
				受注者は、塗布された接着剤が損傷を受けないようとして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。					受注者は、塗布された接着剤が損傷を受けないようとして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。			
3	2	6	11	9	1	3	2	6	11	9	1	
				9.設計アスファルト量の決定					9.設計アスファルト量の決定			
				設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。					設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。			
3	2	6	11	9	4	3	2	6	11	9	4	
				(2)					(2)			
				グーラスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差があるので、受注者は、配合設計時これらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。					グーラスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差があるので、受注者は、配合設計時これらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。			諸基準類の改定ともなう
3	2	6	11	11	1	3	2	6	11	11	1	
				11.混合物の製造					11.混合物の製造			
				混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。					混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。			
3	2	6	11	11	4	3	2	6	11	11	4	
				(2)					(2)			
				ミキサ排出時の混合物の温度は、180~220℃とする。					ミキサ排出時の混合物の温度は、180~220℃とする。			IIS名称変更 (ミキサー)
3	2	6	12	0	1	3	2	6	12	0	1	
				3-2-6-12					3-2-6-12			
				コンクリート舗装工					コンクリート舗装工			
3	2	6	12	1	1	3	2	6	12	1	1	
				1.下層路盤の規定					1.下層路盤の規定			
				受注者は、下層路盤の施工において、以下の各規定に従わなければならない。					受注者は、下層路盤の施工において、以下の各規定に従わなければならない。			
3	2	6	12	1	2	3	2	6	12	1	2	
				(1)					(1)			
				受注者は、粒状路盤の敷厚にあり、材料の分離に注意しながら、一層の仕上がり厚さが20cmを超えないように均一に敷きなければならない。					受注者は、粒状路盤の敷厚にあり、材料の分離に注意しながら、一層の仕上がり厚さが20cmを超えないように均一に敷きなければならない。			
3	2	6	12	3	1	3	2	6	12	3	1	
				3.セメント及び石灰安定処理の規定					3.セメント及び石灰安定処理の規定			
				受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。			
3	2	6	12	3	12	3	2	6	12	3	12	
				(8)					(8)			
				受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷きなければならない。					受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷きなければならない。			
3	2	6	12	3	16	3	2	6	12	3	16	
				(12)					(12)			
				受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラーを使用する場合は、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。					受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラーを使用する場合は、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。			
3	2	6	12	3	19	3	2	6	12	3	19	
				(15)					(15)			
				受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらなければならない。					受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらなければならない。			
3	2	6	12	4	1	3	2	6	12	4	1	
				4.加熱アスファルト安定処理の規定					4.加熱アスファルト安定処理の規定			
				受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。			
3	2	6	12	4	11	3	2	6	12	4	11	
				(8)					(8)			
				受注者は、混合作業においてパッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合う各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落着修正を行うものとする。					受注者は、混合作業においてパッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合う各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落着修正を行うものとする。			
3	2	6	12	4	12	3	2	6	12	4	12	
				なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るに必要な時間とするものとする。					なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るに必要な時間とするものとする。			
3	2	6	12	4	19	3	2	6	12	4	19	
				(15)					(15)			
				受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷厚にあり、敷厚は機械は施工条件に合った種類のアスファルトフィニッシャー、ブルドーザー、モーターグレーダー等を決定しなければならない。					受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷厚にあり、敷厚は機械は施工条件に合った種類のアスファルトフィニッシャー、ブルドーザー、モーターグレーダー等を決定しなければならない。			IIS名称変更 (ミキサー)
3	2	6	12	4	20	3	2	6	12	4	20	
				(16)					(16)			
				受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷いたときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下となければならない。ただし、混合物の種類によって敷厚が異なる場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。					受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷いたときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下となければならない。ただし、混合物の種類によって敷厚が異なる場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。			
3	2	6	12	8	1	3	2	6	12	8	1	
				8.コンクリート舗装の規定					8.コンクリート舗装の規定			
				受注者は、コンクリート舗装の締めりませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。					受注者は、コンクリート舗装の締めりませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。			
3	2	6	12	8	2	3	2	6	12	8	2	
				(1)					(1)			
				受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場締めりコンクリートの締めりませには、強制締めりミキサーまたは可傾式ミキサーを使用しなければならない。					受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場締めりコンクリートの締めりませには、強制締めりミキサーまたは可傾式ミキサーを使用しなければならない。			IIS名称変更 (ミキサー)
3	2	6	12	13	1	3	2	6	12	13	1	
				13.転圧コンクリート舗装の規定					13.転圧コンクリート舗装の規定			
				受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合以下各規定に従って行わなければならない。					受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合以下各規定に従って行わなければならない。			
3	2	6	12	13	10	3	2	6	12	13	10	
				(7)					(7)			
				受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって締めりませ用ミキサーとして、2軸バグミ型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。					受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって締めりませ用ミキサーとして、2軸バグミ型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。			IIS名称変更 (ミキサー)
3	2	6	18	0	1	3	2	6	18	0	1	
				3-2-6-18					3-2-6-18			
				アスファルト舗装補修工					アスファルト舗装補修工			
3	2	6	18	12	1	3	2	6	18	12	1	
				12.クラック処理の施工					12.クラック処理の施工			
				受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴ、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、漏れている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。					受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴ、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、漏れている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。			
3	2	9	0	0	1	3	2	9	0	0	1	
				第9節					第9節			
				構造物取壊工					構造物取壊工			
3	2	9	0	3	6	3	2	9	0	3	6	
				6.根固めブロック撤去					6.根固めブロック撤去			
				受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。					受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。			
3	2	9	0	0	1	3	2	9	0	0	1	
				3-2-9-9					3-2-9-9			
				かご撤去工					かご撤去工			
				受注者は、じゃこご、ふんかごの撤去にあたっては、ゴミを現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。					受注者は、じゃこご、ふんかごの撤去にあたっては、ゴミを現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。			
3	2	10	0	0	1	3	2	10	0	0	1	
				第10節					第10節			
				コンクリート製造設備工					コンクリート製造設備工			
3	2	10	15	0	1	3	2	10	15	0	1	
				3-2-10-15					3-2-10-15			
				2.コンクリートの締めりませ					2.コンクリートの締めりませ			
				受注者は、コンクリートの締めりませにおいてはパッチミキサーを用いなければならない。					受注者は、コンクリートの締めりませにおいてはパッチミキサーを用いなければならない。			
3	2	10	16	0	1	3	2	10	16	0	1	
				3-2-10-16					3-2-10-16			
				トンネル仮設備工					トンネル仮設備工			
				受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3mg/m <sup>3</sup> 以下とし、補間断面が小さい場合、3mg/m <sup>3</sup> を超えざるに必要最小値(1層)の測定または必要最小値の測定、必要最小値の測定が施工し極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m <sup>3</sup> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。					受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m <sup>3</sup> 以下とし、補間断面が小さい場合、2mg/m <sup>3</sup> を超えざるに必要最小値(1層)の測定または必要最小値の測定、必要最小値の測定が施工し極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m <sup>3</sup> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。			諸基準類の改定ともなう
3	2	12	0	0	1	3	2	12	0	0	1	
				第12節					第12節			
				工場製作工(共通)					工場製作工(共通)			
3	2	12	2	0	1	3	2	12	2	0	1	
				3-2-12-2					3-2-12-2			
				材料					材料			
3	2	12	2	7	1	3	2	12	2	7	1	
				7.工場塗装工の材料					7.工場塗装工の材料			
				工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。								

現行条文（令和2年版）					新条文（令和3年版）					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		
3	2	14	0	0	1	3	2	14	0	0	1
3	2	14	2	0	1	3	2	14	2	0	1
3	2	14	2	8	1	3	2	14	2	8	1
3	2	14	3	0	1	3	2	14	3	0	1
3	2	14	3	9	1	3	2	14	3	9	1
3	2	14	4	0	1	3	2	14	4	0	1
3	2	14	4	18	1	3	2	14	4	18	1
3	2	14	5	0	1	3	2	14	5	0	1
3	2	14	5	3	1	3	2	14	5	3	1
3	2	15	0	0	1	3	2	15	0	0	1
3	2	15	3	0	1	3	2	15	3	0	1
3	2	15	3	1	3	2	15	3	1	3	1
3	2	17	0	0	1	3	2	17	0	0	1
3	2	17	2	1	1	3	2	17	2	1	1
3	2	17	2	1	2	3	2	17	2	1	2
3	2	17	3	0	1	3	2	17	3	0	1
3	2	17	3	2	1	3	2	17	3	2	1
3	2	17	3	4	1	3	2	17	3	4	1
3	2	17	3	15	1	3	2	17	3	15	1
3	2	17	3	16	1	3	2	17	3	16	1
3	2	17	3	19	1	3	2	17	3	19	1
3	2	18	0	0	1	3	2	18	0	0	1
3	2	18	2	1	1	3	2	18	2	1	1
3	2	18	2	1	5	3	2	18	2	1	5
3	2	18	2	1	6	3	2	18	2	1	6
4	1	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1
4	1	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1
4	1	12	0	0	1	4	1	12	0	0	1
4	1	12	2	0	1	4	1	12	2	0	1
4	1	12	2	3	1	4	1	12	2	3	1
4	1	13	0	0	1	4	1	13	0	0	1
4	1	13	2	1	1	4	1	13	2	1	1
4	1	13	2	1	5	4	1	13	2	1	5
4	1	3	0	0	1	4	1	3	0	0	1
4	3	2	0	0	1	4	3	2	0	0	1
4	3	2	0	1	2	4	3	2	0	1	2
4	3	2	0	1	3	4	3	2	0	1	3
4	3	2	0	2	3	4	3	2	0	2	3
4	3	2	0	2	4	4	3	2	0	2	4
4	3	2	0	4	5	4	3	2	0	4	5
4	3	2	0	5	6	4	3	2	0	5	6
4	3	2	0	6	7	4	3	2	0	6	7
4	3	8	0	0	1	4	3	8	0	0	1
4	3	8	0	1	1	4	3	8	0	1	1
4	3	8	4	3	1	4	3	8	4	3	1
4	3	8	4	3	1	4	3	8	4	3	1
4	4	0	0	0	1	4	4	0	0	0	1
4	4	2	0	0	1	4	4	2	0	0	1
4	4	2	0	0	2	4	4	2	0	0	2
4	4	2	0	0	3	4	4	2	0	0	3
4	4	2	0	0	3	4	4	2	0	0	3
4	4	2	0	0	4	4	4	2	0	0	4
4	4	2	0	0	5	4	4	2	0	0	5
4	4	2	0	0	6	4	4	2	0	0	6
4	4	2	0	0	7	4	4	2	0	0	7
4	4	2	0	0	8	4	4	2	0	0	8
4	4	2	0	0	9	4	4	2	0	0	9
4	4	2	0	0	10	4	4	2	0	0	10
4	4	2	0	0	11	4	4	2	0	0	11
4	4	2	0	0	12	4	4	2	0	0	12
4	4	18	0	0	1	4	4	18	0	0	1
4	4	18	10	0	1	4	4	18	10	0	1
4	4	18	10	4	1	4	4	18	10	4	1
4	5	0	0	0	1	4	5	0	0	0	1
4	5	1	0	0	1	4	5	1	0	0	1
4	5	1	0	5	1	4	5	1	0	5	1
4	5	2	0	0	1	4	5	2	0	0	1
4	5	2	0	5	2	4	5	2	0	5	2
4	5	2	0	5	3	4	5	2	0	5	3
4	5	2	0	5	3	4	5	2	0	5	3
4	5	2	0	5	4	4	5	2	0	5	4
4	5	2	0	5	5	4	5	2	0	5	5
4	5	2	0	5	6	4	5	2	0	5	6
4	5	2	0	5	7	4	5	2	0	5	7
4	5	2	0	5	8	4	5	2	0	5	8

現行条文 (令和2年版)					新条文 (令和3年版)					改定理由		
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下			
4	5	2	0	5	9	4	5	2	0	5	9	
4	5	2	0	5	10	4	5	2	0	5	10	
4	5	2	0	5	11	4	5	2	0	5	11	諸基準類の改定ともなう
4	5	2	0	5	12	4	5	2	0	5	12	
4	6	0	0	0	1	4	6	0	0	0	1	
4	6	2	0	0	2	4	6	2	0	0	2	
4	6	2	0	0	3	4	6	2	0	0	3	
4	6	2	0	0	4	4	6	2	0	0	4	
4	6	2	0	0	5	4	6	2	0	0	5	
4	6	2	0	0	6	4	6	2	0	0	6	諸基準類の改定ともなう
4	8	0	0	0	1	4	8	0	0	0	1	
4	8	5	0	0	1	4	8	5	0	0	1	
4	8	5	2	0	1	4	8	5	2	0	1	
4	8	5	2	1	1	4	8	5	2	1	1	施工実態を踏まえた規定の追加。
4	8	5	2	3	1	4	8	5	2	3	1	施工実態を踏まえた規定の追加。
4	8	6	0	0	1	4	8	6	0	0	1	
4	8	6	4	0	1	4	8	6	4	0	1	
4	8	6	4	13	1	4	8	6	4	13	1	明確
4	9	0	0	0	1	4	9	0	0	0	1	
4	9	2	0	0	1	4	9	2	0	0	1	
4	9	2	0	1	1	4	9	2	0	1	1	
4	9	2	0	1	2	4	9	2	0	1	2	
4	9	2	0	1	3	4	9	2	0	1	3	
4	9	2	0	1	4	4	9	2	0	1	4	
4	9	2	0	1	5	4	9	2	0	1	5	
4	9	2	0	1	6	4	9	2	0	1	6	諸基準類の改定ともなう
4	9	8	0	0	1	4	9	8	0	0	1	
4	9	8	3	0	1	4	9	8	3	0	1	
4	9	8	3	2	1	4	9	8	3	2	1	
5	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	1	
5	1	13	0	0	1	5	1	13	0	0	1	
5	1	13	4	0	1	5	1	13	4	0	1	
5	1	13	4	3	1	5	1	13	4	3	1	境界線の(給)の設置実態に合わせた規定の変更。
5	2	0	0	0	1	5	2	0	0	0	1	
5	2	4	0	0	1	5	2	4	0	0	1	
5	2	4	5	0	1	5	2	4	5	0	1	
5	2	4	5	1	1	5	2	4	5	1	1	
6	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	1	
6	1	0	0	0	1	6	1	0	0	0	1	
6	1	8	0	0	1	6	1	8	0	0	1	
6	1	8	4	0	1	6	1	8	4	0	1	
6	1	8	4	7	1	6	1	8	4	7	1	
6						6	1	8	4	12	1	条文の追加
6						6	1	8	4	12	2	条文の追加
6	1	8	4	10	1	6	1	8	4	10	1	
6	1	11	0	0	1	6	1	11	0	0	1	
6	1	11	4	0	1	6	1	11	4	0	1	
6	1	11	4	3	1	6	1	11	4	3	1	境界線の(給)の設置実態に合わせた規定の変更。
7	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	1	
7	1	0	0	0	1	7	1	0	0	0	1	
7	1	2	0	0	2	7	1	2	0	0	2	
7	1	2	0	0	3	7	1	2	0	0	3	
7	1	2	0	0	4	7	1	2	0	0	4	
7	1	4	0	0	1	7	1	4	0	0	1	
7	1	4	6	2	1	7	1	4	6	2	1	JIS名称変更(ミキサー)
7	1	4	6	3	1	7	1	4	6	3	1	JIS名称変更(ミキサー)
7	1	4	6	4	1	7	1	4	6	4	1	JIS名称変更(ミキサー)
7	1	4	6	5	1	7	1	4	6	5	1	JIS名称変更(ミキサー)
7	1	4	6	5	2	7	1	4	6	5	2	JIS名称変更(ミキサー)
7	1	4	6	5	3	7	1	4	6	5	3	JIS名称変更(ミキサー)
7	1	4	6	5	4	7	1	4	6	5	4	JIS名称変更(ミキサー)
7	1	4	6	7	1	7	1	4	6	7	1	JIS名称変更(ミキサー)
7	1	4	6	8	1	7	1	4	6	8	1	JIS名称変更(ミキサー)
7	1	4	9	0	1	7	1	4	9	0	1	





現行条文 (令和2年版)					新条文 (令和3年版)					改定理由		
編	章	節	項	目	編	章	節	項	目			
8	7	2	0	6	日本道路協会道路標示方書・同解説 (IV下部構造編) (平成29年11月)	8	7	2	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (IV下部構造編) (平成29年11月)	
8	7	2	0	7	日本道路協会道路標示方書・同解説 (V新設設計編) (平成29年11月)	8	7	2	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (V新設設計編) (平成29年11月)	
8	7	2	0	8	日本道路協会道路土工要綱 (平成24年6月)	8	7	2	0	8	日本道路協会 道路土工要綱 (平成24年6月)	
8	7	2	0	9	日本道路協会道路土工一機壁工指針 (平成24年7月)	8	7	2	0	9	日本道路協会 道路土工一機壁工指針 (平成24年7月)	
8	7	2	0	10	日本道路協会道路土工カーブ工指針 (平成22年3月)	8	7	2	0	10	日本道路協会 道路土工カーブ工指針 (平成22年3月)	
8	7	2	0	11	日本道路協会道路土工一般設備物工指針 (平成11年3月)	8	7	2	0	11	日本道路協会 道路土工一般設備物工指針 (平成11年3月)	
8	7	2	0	12	日本学術会議トンネルコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)	8	7	2	0	12	日本学術会議 トンネル標準示方書 (平成3年4月)	
8	7	2	0	13	日本道路協会杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	8	7	2	0	13	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)	諸基準編の改定ともなう
8	7	2	0	14	日本道路協会橋基礎設計便覧 (平成27年3月)	8	7	2	0	14	日本道路協会 橋基礎設計便覧 (令和2年9月)	諸基準編の改定ともなう
8	7	2	0	15	日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)	8	7	2	0	15	日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)	諸基準編の改定ともなう
8	7	2	0	16	土木学会コンクリート標準示方書 (設計編) (平成30年3月)	8	7	2	0	16	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成30年3月)	
8	7	2	0	17	土木学会コンクリート標準示方書 (施工編) (平成20年3月)	8	7	2	0	17	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成20年3月)	
8	7	2	0	18	日本道路協会落石対策便覧 (平成12年6月)	8	7	2	0	18	日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	
8	7	2	0	19	日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月)	8	7	2	0	19	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月)	
8	7	2	0	20	日本道路協会道路橋支保便覧 (平成21年2月)	8	7	2	0	20	日本道路協会 道路橋支保便覧 (平成21年2月)	
8	7	2	0	21	日本道路協会道路橋防雪便覧 (昭和54年1月)	8	7	2	0	21	日本道路協会 道路橋防雪便覧 (平成29年11月)	
8	7	2	0	22	日本みち研究所補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	8	7	2	0	22	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	
8	7	2	0	23	日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	8	7	2	0	23	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	
8	8	0	0	1	第8章 鋼製シェッド	8	8	0	0	1	第8章 鋼製シェッド	
8	8	2	0	1	第2節 適用すべき基準	8	8	2	0	1	第2節 適用すべき基準	
8	8	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	8	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	8	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	8	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	8	2	0	4	日本道路協会道路標示方書・同解説 (I共通編) (平成29年11月)	8	8	2	0	4	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (I共通編) (平成29年11月)	
8	8	2	0	5	日本道路協会道路標示方書・同解説 (II鋼橋・鋼材材編) (平成29年11月)	8	8	2	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (II鋼橋・鋼材材編) (平成29年11月)	
8	8	2	0	6	日本道路協会道路標示方書・同解説 (IV下部構造編) (平成29年11月)	8	8	2	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (IV下部構造編) (平成29年11月)	
8	8	2	0	7	日本道路協会道路標示方書・同解説 (V新設設計編) (平成29年11月)	8	8	2	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (V新設設計編) (平成29年11月)	
8	8	2	0	8	日本道路協会鋼道橋防雪便覧 (昭和54年9月)	8	8	2	0	8	日本道路協会 鋼道橋防雪便覧 (昭和54年9月)	諸基準編の改定ともなう
8	8	2	0	9	日本道路協会鋼道橋設計便覧 (昭和55年9月)	8	8	2	0	9	日本道路協会 鋼道橋設計便覧 (昭和55年9月)	
8	8	2	0	10	日本道路協会鋼道橋支保便覧 (平成31年2月)	8	8	2	0	10	日本道路協会 鋼道橋支保便覧 (平成31年2月)	
8	8	2	0	11	日本道路協会鋼道橋防雪便覧 (平成20年3月)	8	8	2	0	11	日本道路協会 鋼道橋防雪便覧 (平成29年11月)	
8	8	2	0	12	日本道路協会立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	8	8	2	0	12	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	
8	8	2	0	13	日本道路協会鋼道橋橋の橋部構造に関する資料集 (平成3年7月)	8	8	2	0	13	日本道路協会 鋼道橋の橋部構造に関する資料集 (平成3年7月)	
8	8	2	0	14	日本道路協会杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	8	8	2	0	14	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)	諸基準編の改定ともなう
8	8	2	0	15	日本道路協会橋基礎設計便覧 (平成27年3月)	8	8	2	0	15	日本道路協会 橋基礎設計便覧 (令和2年9月)	諸基準編の改定ともなう
8	8	2	0	16	日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月)	8	8	2	0	16	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月)	
8	8	2	0	17	日本道路協会道路土工要綱 (平成24年6月)	8	8	2	0	17	日本道路協会 道路土工要綱 (平成24年6月)	
8	8	2	0	18	日本道路協会道路土工一機壁工指針 (平成24年7月)	8	8	2	0	18	日本道路協会 道路土工一機壁工指針 (平成24年7月)	
8	8	2	0	19	日本道路協会道路土工カーブ工指針 (平成22年3月)	8	8	2	0	19	日本道路協会 道路土工カーブ工指針 (平成22年3月)	
8	8	2	0	20	日本道路協会道路土工一般設備物工指針 (平成11年3月)	8	8	2	0	20	日本道路協会 道路土工一般設備物工指針 (平成11年3月)	
8	8	2	0	21	日本道路協会共同溝設計指針 (昭和61年3月)	8	8	2	0	21	日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)	
8	8	2	0	22	日本道路協会落石対策便覧 (平成12年6月)	8	8	2	0	22	日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	
8	8	2	0	23	日本道路協会道路防雪便覧 (平成2年5月)	8	8	2	0	23	日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	
8	8	2	0	24	日本みち研究所補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	8	8	2	0	24	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	
8	8	2	0	25	日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	8	8	2	0	25	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	
8	9	0	0	1	第9章 地下横断歩道	8	9	0	0	1	第9章 地下横断歩道	
8	9	2	0	1	第2節 適用すべき基準	8	9	2	0	1	第2節 適用すべき基準	
8	9	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	9	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	9	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	9	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	9	2	0	4	日本道路協会立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	8	9	2	0	4	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	
8	9	2	0	5	日本道路協会道路標示方書・同解説 (I共通編) (平成29年11月)	8	9	2	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (I共通編) (平成29年11月)	諸基準編の改定ともなう
8	9	2	0	6	日本道路協会道路標示方書・同解説 (II鋼橋・鋼材材編) (平成29年11月)	8	9	2	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (II鋼橋・鋼材材編) (平成29年11月)	
8	9	2	0	7	日本道路協会道路標示方書・同解説 (IV下部構造編) (平成29年11月)	8	9	2	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (IV下部構造編) (平成29年11月)	
8	9	2	0	8	日本みち研究所補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	8	9	2	0	8	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	
8	9	2	0	8	日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	8	9	2	0	8	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	
8	11	0	0	1	第11章 共同溝	8	11	0	0	1	第11章 共同溝	
8	11	2	0	1	第2節 適用すべき基準	8	11	2	0	1	第2節 適用すべき基準	
8	11	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	11	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	11	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	11	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	11	2	0	4	日本道路協会共同溝設計指針 (昭和61年3月)	8	11	2	0	4	日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)	
8	11	2	0	5	道路保全技術センタープレキャストコンクリート共同溝設計・施工要綱 (案) (平成6年3月)	8	11	2	0	5	土木学会 トンネル標準示方書・同解説 (平成28年8月)	発行元が存在しないため、削除。
8	11	2	0	6	土木学会トンネル標準示方書・同解説 (平成28年8月)	8	11	2	0	6	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	
8	11	2	0	7	日本みち研究所補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	8	11	2	0	7	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	
8	11	2	0	8	日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	8	11	2	0	8	プレキャスト構架工	
8	11	7	0	0	第7節 プレキャスト構架工	8	11	7	0	0	第7節 プレキャスト構架工	
8	11	7	2	0	8-11-7-2 プレキャスト駆体工	8	11	7	2	0	8-11-7-2 プレキャスト駆体工	
8	11	7	2	2	プレキャスト駆体工については、「プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要綱 (案) (道路保全技術センター、平成6年3月)」によるものとする。	8	11	7	2	2	プレキャスト駆体工については、「プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要綱 (案) 」によるものとする。	
8	12	0	0	1	第12章 電線共同溝	8	12	0	0	1	第12章 電線共同溝	
8	12	2	0	1	第2節 適用すべき基準	8	12	2	0	1	第2節 適用すべき基準	
8	12	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	12	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	12	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	12	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	12	2	0	4	道路保全技術センター電線共同溝 (平成7年11月)	8	12	2	0	4	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	
8	12	2	0	5	日本みち研究所補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	8	12	2	0	5	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	
8	12	2	0	6	日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	8	12	2	0	6	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	
8	12	5	0	0	第5節 電線共同溝工	8	12	5	0	0	第5節 電線共同溝工	
8	12	5	2	0	8-12-5-2 管工 (管務部)	8	12	5	2	0	8-12-5-2 管工 (管務部)	
8	12	5	2	1	受注者は、単管を用いる場合には、スベークサを用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	8	12	5	2	1	受注者は、単管を用いる場合には、スベークサを用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。(スベークサ)
8	13	0	0	0	第13章 情報ボックス工	8	13	0	0	0	第13章 情報ボックス工	
8	13	2	0	1	第2節 適用すべき基準	8	13	2	0	1	第2節 適用すべき基準	
8	13	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	13	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	13	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	13	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	13	2	0	4	道路保全技術センター電線共同溝 (平成7年11月)	8	13	2	0	4	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	
8	13	2	0	5	日本みち研究所補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	8	13	2	0	5	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説一 (平成29年11月)	
8	13	2	0	6	日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	8	13	2	0	6	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	
8	14	0	0	0	第14章 道路維持	8	14	0	0	0	第14章 道路維持	
8	14	2	0	1	第2節 適用すべき基準	8	14	2	0	1	第2節 適用すべき基準	
8	14	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	14	2	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	14	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	14	2	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	14	2	0	4	日本道路協会道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	8	14	2	0	4	日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	

